様式第１号

　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 労　働　局　長　殿 |

働き方改革推進支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |
| 事業主又は社会保険労務士  （提出代行者・事務代理者  の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

１　申請事業主について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）業種（日本標準産業分類の中分類を記入） | 分類番号：  分類項目名： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （２）労働保険番号（主たる労働保険番号を記入） |  |  | |  | |  | |  | |  |  | |  | |  | | |  | |  | | - | |  |  | |  | |
| （３）法人番号（個人事業主等の場合を除く） |  | |  | |  | |  | |  | | |  | |  | | |  | |  | |  | |  | | |  | |  |
| （４）資本金の額又は出資の総額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （５）企業全体で常時使用する労働者の数 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （６）36協定で月60時間又は月80時間を超える時間数を締結している事業場を有する事業主に該当するか（交付要綱第３条(１)の成果目標を選択する場合のみ記載） | | | | | | | | | | | | | | | | はい　・　いいえ | | | | | | | | | | | | |
| （７）就業規則等に年次有給休暇の計画的付与が明文化されていない事業主に該当するか（交付要綱第３条(２)の成果目標を選択する場合のみ記載） | | | | | | | | | | | | | | | | はい　・　いいえ | | | | | | | | | | | | |
| （８）就業規則等に時間単位当たりの年次有給休暇が規定されておらず、かつ、病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、その他特に配慮を必要とする労働者のための休暇のいずれかが規定されていない事業主に該当するか（交付要綱第３条(３)の成果目標を選択する場合のみ記載） | | | | | | | | | | | | | | | | はい　・　いいえ | | | | | | | | | | | | |

様式第１号（続紙１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （９）労働基準法第39条第７項に基づく時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があるか（労働者10人未満の労働者を使用する事業場は年次有給休暇管理簿を作成していること）。 | | | | はい　・　いいえ |
| （10）振込を希望する金融機関について | | | | |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  | |
| 口座の種類 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  | |
| 口座名義  （カタカナ） |  | | | |

２　事業の内容及び目的について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）支給対象の事業（１つ以上選択） | |
| ①　労務管理担当者に対する研修  ③　外部専門家によるコンサルティング  ⑤　人材確保に向けた取組  ⑦　労務管理用機器の導入・更新  ⑨　⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 | ②　労働者に対する研修、周知・啓発  ④　就業規則、労使協定等の作成・変更  ⑥　労務管理用ソフトウェアの導入・更新  ⑧　デジタル式運行記録計の導入・更新 |
| （２）事業の目的（①から③は１つ以上選択） | |
| ①　時間外労働の上限設定  ③　時間単位年休及び特別休暇の導入  ⑤　賃金引上げ（５％以上） | ②　年休の計画的付与の導入  ④　賃金引上げ（３％以上） |

３　国庫補助所要額について

|  |  |
| --- | --- |
| 国庫補助所要額 | 円 |

４　消費税の適用に関する事項（該当するもの１つに〇）

|  |  |
| --- | --- |
| （１）　①　消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定  ②　消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 | |
| （２） （１）で②を選択した理由 | |
| ①　免税事業者である  ③　消費税法別表第３に掲げる法人である | ②　簡易課税事業者である  ④　①～③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する |

５　その他

|  |  |
| --- | --- |
| （１）労働保険料を滞納していないか | 滞納していない　・　滞納している |
| （２）過去３年間に助成金の不正受給を行っていないか | 行っていない　・　行った |
| （３）暴力団関係事業主に該当しないか | 該当しない　・　該当する |

様式第１号（続紙２）

|  |  |
| --- | --- |
| （４）交付申請日の前日から起算して１年前の日までの間に賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか。 | 該当しない　・　該当する |
| （５）倒産していないか | 倒産していない　・　倒産している |
| （６）不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに同意するか | 同意する　・　同意しない |
| （７）交付要綱附則の適用日（令和６年４月１日）から交付申請日までの間に指定対象事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げていないか。  　　　※成果目標において賃金引上げを選択した場合に限る。 | 該当しない　・　該当する |
| （８）交付申請日の前日から起算して３月前の日から交付申請日までの間に指定対象事業場において解雇等を行っていないか。  　　　※成果目標において賃金引上げを選択した場合に限る。 | 該当しない　・　該当する |
| （９）（全ての業種の方がご回答ください。）  全ての申請者が、建設業に対しての発注者・施主、運送業に対しての荷主、また当該企業の労働者が医師に対しての患者となりうることから、各業種等の取引改善等に向け、以下の事項について協力するか。  【建設業】発注者・施主となった場合、週休２日工事の推進のため、著しく短い工期による契約締結を行わないこと。  【自動車】荷主となった場合、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付すること。  【医師】病院・診療所の診療時間内に診療ができるように、労働者の休暇取得に配慮すること。また申請者は、労働者に対し、病院・診療所の診療時間内に受診するように呼びかけを行うこと。 | 協力する　・　協力しない |

（添付書類）

１　働き方改革推進支援助成金事業実施計画

２　その他関係資料

様式第１号別添

働き方改革推進支援助成金事業実施計画

１　実施体制の整備のための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 措置内容 | 実施予定時期（※1） |
| (1)労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備（※２、※３） | 労働時間や年次有給休暇などに関する事項について、労使で話し合う機会を設け、会議を開催し議事録を作成する。  会議の名称  開催頻度（開催予定時期） |  |
| (2)労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任（※４） | 職場の意識を改善するため、労使からの労働時間に関する個別の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、  職名：  氏名：  を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を整備する。 |  |
| (3)労働者に対する事業実施計画の周知（※４） | 労働者に対して、働き方改革推進支援助成金事業実施計画（様式第１号別添、続紙１、続紙２、別紙１）の周知を図るため、  □　社内メール  □　事務所の見やすい場所へ掲示  □　労働者に直接文書を交付  □　その他（　　　　　　　　　　　　　）  を実施する。 |  |

※１　既に実施している場合には、「実施中」と記入すること。

※２　労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進等に向けて話合いを行うこと

※３　労働設定等設定改善委員会や衛生委員会などの名称を問わず、既存の会議において議題を追加することでも可能。メンバーには使用者と労働者の双方を含めること。支給申請時には、証拠書類として、最低限、参加者名簿、議事録、話し合いを行った際の写真を添付すること。

※４　支給申請時には証拠書類として、最低限、周知文書及び周知状況が分かる書類（事業場に提示した場合は、掲示した状況の写真等）を添付すること。（口頭による周知は、実施したことを客観的に確認することができないため不可とする。）

※５　全ての指定対象事業場で実施すること。

様式第１号別添（続紙１）

２　支給対象の事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)指定対象事業場数（詳細は別紙１に記載） | | 事業場 |
| (2)事業実施予定期間 | | 交付決定の日　から　　月　　日まで |
| (3)事業の詳細 | | |
| 事業の内容 | 実施予定時期 | 所要額の内訳【 税抜 ・ 税込 】 |
| ア　働き方改革推進支援助成金交付申請書２（１）①～⑤の事業 | | |
|  |  | アの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |
| イ　働き方改革推進支援助成金交付申請書２（１）⑥～⑨の事業 | | |
|  |  | イの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |

※　改善事業の実施に向けて、現状の作業方法(問題点)、事業実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果について、具体的に記入すること。

様式第１号別添（続紙２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (4)事業の目的（成果目標） | | |
| ア　時間外労働の上限設定  ※別紙の指定対象事業場に設定する成果目標のうち、上限額が最も高いもの。 | | 上限額  円 |
| 【事業実施前】（１つ選択）  現に有効な36協定において、  ①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場  ②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場 | | |
| 【事業実施後】（１つ選択）  ①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定  ②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定 | | |
| イ　年休の計画的付与の導入 | | 上限額  　　　　　　　円 |
| ウ　時間単位年休の導入及び新たに導入する特別休暇  ①　病気休暇　　　　　②　教育訓練休暇  ③　ボランティア休暇　④　その他特に配慮を必要とする  労働者のための休暇 | | 上限額  　　　　　　　円 |
| ※ウを選択した場合、事業実施予定期間中、指定対象事業場における、  ・時間単位年休の取得見込み　　　　　　　　　　　　人　　　時間  ・②、③及び④（不妊治療に関する休暇を除く。）を選択した場合の休暇取得見込み　　 　　　人　　　日  （人は実人数を、時間・日は延べ数を記載。） | |
| エ　対象労働者の賃金引上げ | 有　・　無 | 加算額  　　　　　　　円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 有の場合の実施予定内容 | |
| ①　賃金引上げ率 | ３％以上引上げ ・ ５％以上引上げ |
| ②　賃金計算期間 |  |
| ③　賃金支払日 |  |
| ④　賃金引上げ年月日（予定） |  |
| ⑤　賃金引上げ人数（詳細は、別紙２） | 人 |

様式第１号別添（続紙３）

|  |
| --- |
| (5) (3), (4)に対する労働者の意見 |
| 【意見を聴いた労働者の職・氏名】  【事業に対する意見】以下にチェックする。  □意見無し  □事業の内容を変更すべき  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □事業の実施予定時期を変更すべき  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【成果目標に対する意見】  □意見無し  □成果目標を変更すべき  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【労働者の意見の反映の有無】※意見があった場合のみ記載  □全て反映  □一部反映  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □反映なし  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※上記を記載することに代えて労使の話合いの際の議事録を添付することでも差し支えない。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (6) (3)の所要額計に補助率を乗じた額（1,000円未満切捨） | | | | 円 |
| （内訳） | | | | |
| (3)アの所要額計 | 円 | ×３／４ | ＝ | 円 |
| (3)イの所要額計 | 円 | ×３／４（下記に該当しない場合） | ＝ | 円 |
| ×４／５（企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下かつ、(3)イの所要額計が30万円を超える場合） | ＝ | 円 |
| (7) (5)の上限額と加算額の合計 | | | 円 | |
| (8)国庫補助所要額 ※(6)の額。ただし (7)と比較して低い方の額が上限 | | | 円 | |

（注）要件の詳細は交付要綱等によること。

様式第１号別添別紙１

指定対象事業場一覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 常時使用する  労働者の数 | 申請時点における36協定の設定時間数  （※１、２） | | 目標とする  36協定の設定  時間数  （※１、２） | |
| 期間 | 限度時間 | 期間 | 限度時間 |
| 記入例 | △△△△ | 〒×××－××××  ○○○○○▽－▽ | 30　人 | １月  １年 | 80時間  720時間 | １月  １年 | 45時間  360時間 |
| １ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ２ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  　時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ３ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ４ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ５ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ６ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ７ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ８ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| ９ |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |
| 10 |  | 〒 |  | 月  年 | 時間　分  時間　分 | 月  年 | 時間　分  時間　分 |

※１　交付要綱第３条第３項（１）の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※２　36協定の１か月当たりの限度時間及び１年間当たりの限度時間のうち、最も長い限度時間数を、事業場ごとに記載すること。

様式第１号別添別紙２

賃 金 引 上 げ 対 象 労 働 者 一 覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 労働者氏名 | 生年月日 | 採用年月日 | 時間給又は  時間換算額 | 引き上げ  （予定）額 |
| 例 | 労働　太郎 | S59・３・31 | H22・４・１ | 時給2,000円 | 時給3,000円 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |

※１　交付要綱第３条第６項に規定する成果目標に取り組む場合のみ作成すること。

※２　対象労働者全員の賃金状況を記載すること。